

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構における研究活動に係る行動規範

平成20年10月20日制定

平成30年04月01日改正

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構(以下、「機構」という。)は、機構において行われる研究活動における信頼性と公正性を確保するため、機構で研究活動に携わるすべての者(以下、「研究者」という。)が研究を遂行する上で求められる行動規範を定める。

(研究者の責任)

1. 研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術及び経験を活かして、人類の健康と福祉、機構の安全と安寧、そして地球環境の保全に貢献するという責任を有する。

(研究者の行動)

2. 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢を常に点検しつつ正しい信念に基づいて誠実に行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的にかつ客観的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(自己の研鑽)

3. 研究者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるように弛まず努力する。

(説明と公開)

4. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を積極的に公開して説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響並びに起こしうる変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

5. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、この規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改竄、盗用等の不正行為を行わず、また加担しない。

(研究環境の整備)

6. 研究者は、責任のある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究費の適正な使用)

7. 研究者は、研究費の使用にあたっては、関係法令、機構諸規程等並びに各種外部資金の使用ルール等を遵守する。

(研究対象、環境、安全等への配慮及び生命倫理の尊重)

8. 研究者は、研究への協力者の人格・人権を尊重し、福利に配慮する。また、研究実施上、環境及び安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、毒劇物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関係法令、指針、機構内規約等を遵守し、ヒトや動物を対象とした研究においては、生命倫理を最大限に尊重する。

(他社との関係)

9. 研究者は、他者の成果を適切に評価すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、他者の知的財産権にかかるものに関しては、守秘義務を遵守する。さらに、研究の過程で入手した個人情報の保護に努め適正な取扱いを行う。

(差別・ハラスメントの排除)

10. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教等によって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。また、立場や権限を利用して、その指示・指導等を受ける者に不利益を与えるような言動は取らない。

(利益相反マネジメント)

11. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、適切なマネジメントを行う。

(事務、事業に従事する職員への準用)

12. 本規範は、機構の事務、事業に従事する職員に対しても準用する。